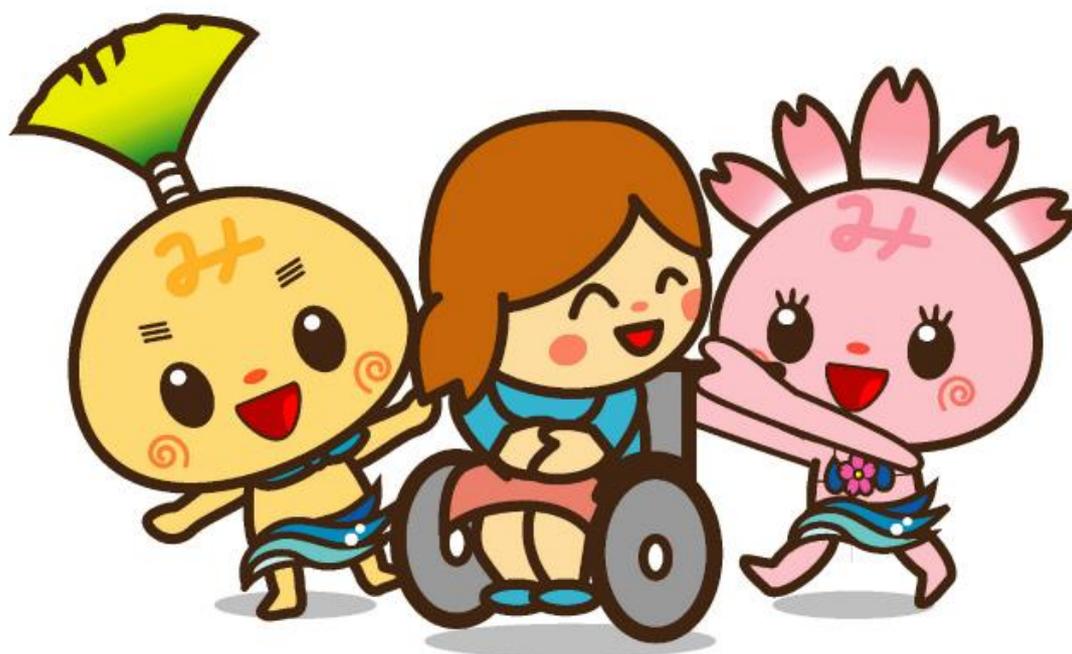


三島市避難行動要支援者計画



平成27年3月
三島市

～ 目 次 ～

第1章 基本的な考え方

1 趣旨	1
(1) 背景と目的	1
(2) 用語の説明	1
(3) 災害時の活動に対する基本的な考え	2
(4) 『自助・共助・公助』の必要性	2
2 位置付け	2
3 構成	2
4 対象となる災害	3

第2章 要支援者の推進体制

1 推進体制	4
(1) 避難行動要支援者庁内連絡会議	4
(2) 要配慮者班	4
(3) 要配慮者支援班	4
2 関係機関等の役割	5
(1) 市の役割	5
(2) 地域の役割	5
(3) 関係機関・団体の役割	6
(4) 要支援者自身の役割	6

第3章 要支援者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者名簿の作成	8
(1) 名簿の目的	8
(2) 名簿の対象者	8
(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	8
(4) 名簿の作成と種類	9
2 名簿の提供と管理	9
(1) 名簿の提供	9
(2) 名簿の管理と更新	9
(3) 名簿情報の適正管理	10

第4章 要支援者の個別支援計画の作成

1 個別支援計画の目的	11
2 個別支援計画の作成	11
3 個別支援計画の共有、管理	11
4 個別支援計画の更新	11
5 名簿・個別支援計画の作成の流れ	12

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

(1) 背景と目的

- 災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右する。防災対策の推進にあたっては、総合的な取り組みが重要であり、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする要配慮者の避難支援対策は大きな課題となっている。
- 特に要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）については、一人ひとりの特徴に応じた具体的な避難支援対策を講じていく必要がある。
- 本市では、地震や風水害等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備、避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、「三島市避難行動要支援者計画」（以下「本計画」という。）を作成する。
- 本計画は、平成22年3月に策定した「三島市災害時要援護者避難支援計画」を、平成25年6月の災害対策基本法の改正を受けて「三島市避難行動要支援者計画」として修正したものである。

(2) 用語の説明

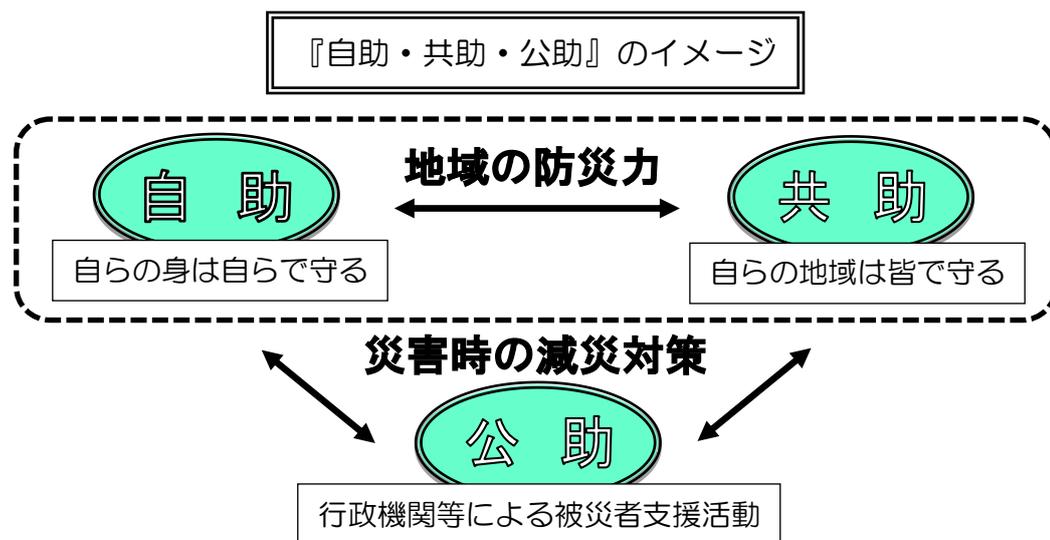
要 配 慮 者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等
要 支 援 者	上記の要配慮者のうち、在宅の者で自ら避難することが困難で、かつ、家族による支援を受けることができず、避難所への避難等の際に家族以外の第三者による支援を必要とする次の者 ① 要介護認定3～5の者 ② 身体障害者手帳1～2級の者 ③ 精神障害保健福祉手帳1～2級の者 ④ 療育手帳A判定の者 ⑤ 難病患者 ⑥ 一人暮らし高齢者（80歳以上）又は高齢者（80歳以上）のみの世帯 ⑦ 自治会が支援が必要であると認めた者
避 難 支 援 者	要支援者の安否確認及び避難支援を行うよう努める者・団体（組等）
避 難 支 援 等 関 係 者	自主防災組織（自治会・町内会）、民生委員・児童委員、消防本部（消防団）、警察、社会福祉協議会等
名 簿	避難行動要支援者名簿のことであり、次の2種類に区分される。
	(A) 平常時から地域に提供する名簿（同意者の名簿） (B) 災害時のみ地域で公開できる名簿（不同意者の名簿）
個 別 支 援 計 画	名簿（A）の掲載者について、災害時に避難支援を行う者・団体（組等）や避難誘導方法、避難場所、緊急連絡先等を記載した個人ごとの避難支援計画

(3) 災害時の活動に対する基本的な考え

- ① 避難支援者自身も被災者となることを踏まえ、無理のない活動を考える。
- ② 自分と家族の安全と健康を守ることがなにより重要である。
- ③ 自主防災組織（自治会・町内会）役員や民生委員・児童委員だけではなく、地域ぐるみの活動として取り組む。
- ④ 日々の活動の延長に災害時の避難行動要支援者の支援活動があることを意識する。
- ⑤ 避難支援等関係者以外に避難行動要支援者名簿の個人情報漏れることが無いよう守秘義務に努める。（災害対策基本法 49 条の 13）
- ⑥ 災害時の避難支援を行う人の行動に対し、批判する又は責任の追及をしない。

(4) 『自助・共助・公助』の必要性

- 本計画は、災害発生時又は災害が発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）の対策として、「自らの身は自らで守る」という『自助』を基本に、「自らの地域は皆で守る」という『共助』の考え、行政機関等による被災者支援活動『公助』を併せ、『自助・共助・公助』の関係と役割を明らかにする。
- 要支援者の総合的な支援対策を講ずるため、さらに、要支援者ごとに「個別支援計画」を作成し、地域における要支援者一人ひとりの支援活動を推進するための指針とする。



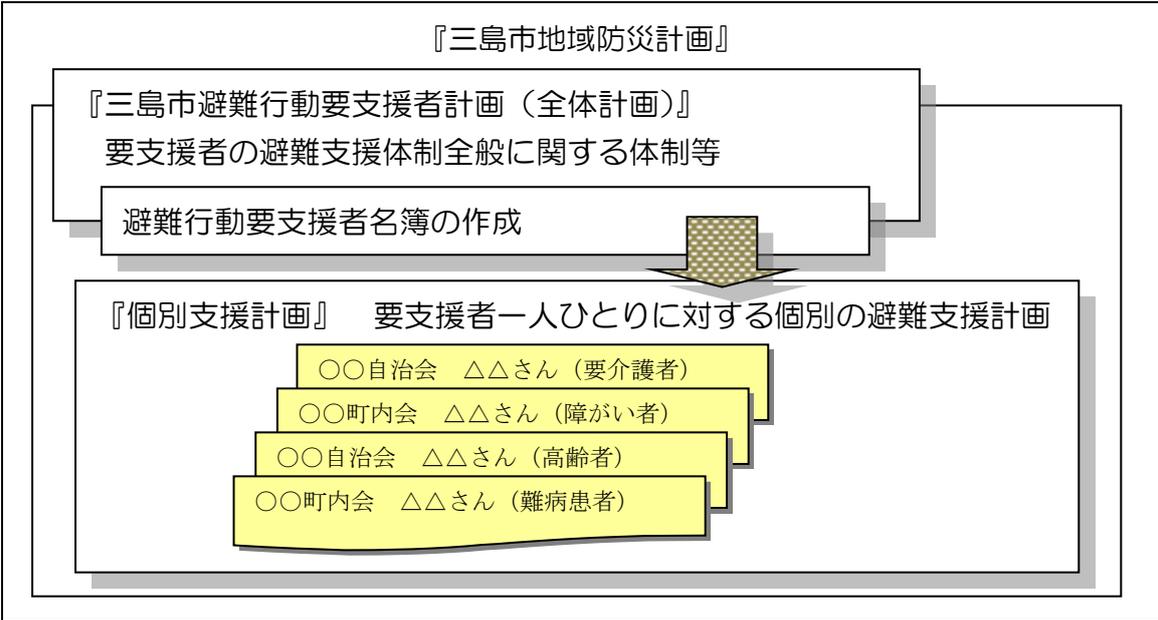
2 位置付け

- 本計画は、三島市地域防災計画第2章第13節「要配慮者支援計画」に記載されている要支援者に対する避難支援に関する事項を具体化したものである。

3 構成

- 本計画は、「全体計画」と「個別支援計画」により構成される。
- 「全体計画」では、要支援者への情報伝達や避難支援の体制、災害発生時の対応、個別支援計画の作成方針等の基本的な事項を定める。
- 「個別支援計画」は、避難等の際に、特に人的支援を要する要支援者一人ひとりについて、その状況や避難支援者等を具体的に記載したものである。

「全体計画」と「個別支援計画」のイメージ図



4 対象となる災害

○ 本計画は、地震、風水害等全ての災害を対象とする。

区 分		避難支援が必要となる状況（目安）
地 震	発 生 前	東海地震予知情報（警戒宣言発令） （気象庁が東海地震が発生するおそれがあると認められたとき発表する情報）
	発 生 時	市内で震度5強以上の地震
風 水 害 そ の 他 の 災 害		市が避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令時 （避難対象の地区に住む要支援者が対象）

第2章 要支援者の推進体制

1 推進体制

(1) 避難行動要支援者庁内連絡会議

- 災害時に要支援者に対する情報伝達や安否確認、一時避難地や避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう福祉担当部局、防災担当部局、自治会担当部局、消防本部（消防団）等関係部局で構成する。
- 平常時から情報の共有に努め、本計画等の策定・見直しや地域防災計画における要支援者への配慮等を踏まえた支援策の検討を行い、要支援者の避難支援対策を推進する。

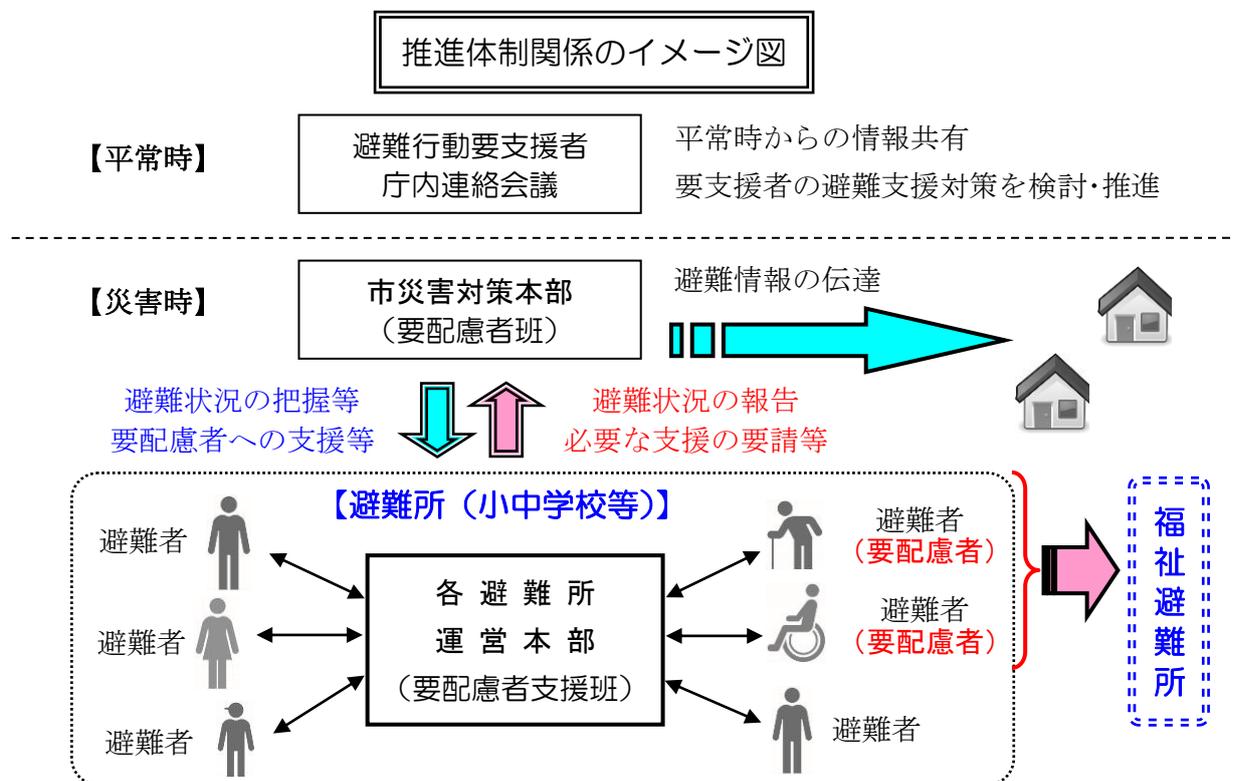
(2) 市要配慮者班

- 災害時に市災害対策本部の福祉担当部門内に設置し、要配慮者への避難情報の伝達、避難誘導、安否確認、避難状況の把握、福祉避難所の開設・運営、その他要配慮者に関する支援を行う。

(3) 要配慮者支援班（避難所）

- 避難所内に自主防災組織の班長を中心に市現地配備員、福祉関係者、民生委員・児童委員等と協力して設置する。
- 避難所における要配慮者の生活支援するため、要配慮者の避難状況やニーズの把握、要配慮者用の相談窓口の設置、外国人への対応、福祉避難所への搬送等を行う。

※ 『避難所運営基本マニュアル』要配慮者P.28参照



2 関係機関等の役割

(1) 市の役割

	平 常 時	災 害 時
福祉担当部局	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難行動要支援者市内連絡会議の設置 ② 避難行動要支援者名簿の作成・更新 ③ 要支援者情報等を自主防災組織、民生委員・児童委員及び避難支援等関係者へ提供 ④ 要支援者へ対して、要支援者情報の外部提供及び個別支援計画の作成に関する同意の働きかけ等 ⑤ 要支援者の避難支援体制についての啓発等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 要配慮者班の運営 ② 避難・安否確認の状況把握 ③ 避難所の要配慮者支援班と連携した要支援者支援
防災担当部局	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難準備情報等の情報伝達体制の整備 ② 要支援者の避難支援体制についての啓発等 ③ 要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練に関する助言 	<ul style="list-style-type: none"> ① 要配慮者班の設置 ② 避難準備情報等の発令・伝達 ③ 避難所・福祉避難所の開設及び備蓄品の提供
消防本部 (消防団)	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難行動要支援者名簿の共有 ② 要支援者の避難支援体制整備への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ① 要支援者の安否確認及び救援・救助 ② 要支援者及び避難支援等関係者への避難準備情報等の伝達の協力
教育委員会 (避難所の施設管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ① 要支援者の支援に関する避難所施設の人的・物的資源等の状況確認 ② 避難所における要支援者の支援に関する訓練・研修への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ① 要支援者の支援に関する避難所管理上の調整

(2) 地域の役割

	平 常 時	災 害 時
自主防災組織 (自治会・町内会)	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域での自主防災活動の実施主体 ② 避難行動要支援者名簿の共有 ③ 要支援者の状況調査への協力 ④ 個別支援計画作成のための同意について、要支援者への働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ① 要支援者の安否確認、自宅からの避難誘導等避難支援の実施 ② 要支援者及び避難支援等関係者への避難準備情報等の伝達 ③ 避難所の運営 ④ 在宅避難者への支援

	かけ ⑤ 個別支援計画の作成及び変更・修正 ⑥ 支援者の避難支援訓練の実施	
民生委員・児童委員	① 避難行動要支援者名簿の共有 ② 要支援者の状況調査 ③ 個別支援計画作成のための同意について、要支援者への働きかけ ④ 個別支援計画の作成及び変更・修正への協力 ⑤ 要支援者の避難支援訓練の実施への協力	① 要支援者及び避難支援等関係者への避難準備情報等の伝達への協力 ② 避難所における要支援者の避難状況の把握 ③ 避難所における要配慮者及び要支援者の生活支援 ④ 避難所の運営への協力 ⑤ 在宅避難者への支援

(3) 関係機関・団体の役割

	平 常 時	災 害 時
社会福祉協議会	① 地域福祉の推進 ② 個別支援計画作成のための同意について、要支援者や関係団体等への働きかけ ③ 災害ボランティアの受入態勢の整備及び訓練の実施	① 市災害ボランティア本部の設置、災害ボランティア等の受入れ及び派遣調整
社会福祉施設、福祉サービス事業者	① 施設利用者に対する災害時の対応方法の整備 ② 資機材や福祉車両等を活用した避難支援体制の整備 ③ 福祉避難所としての避難支援体制への協力	① 要配慮者の受入れ及び相談等の対応
県健康福祉センター	① 市へ難病患者に関する要支援者情報の提供 ② 個別支援計画作成のための同意について、要支援者（難病患者）への働きかけ ③ 個別支援計画作成への助言及び情報提供	① 難病患者の安否確認への協力 ② 避難所における要支援者の支援（心のケア・健康管理）に関する指導・助言

(4) 要支援者自身の役割

○ 要支援者の役割としては、日頃からの自助の取り組みが非常に大切である。

① 隣近所や地域の支援者等との関係づくり <hr/> ・地元の自主防災組織の会長などの役員や地域の民生委員・児童委員等が誰であるか把握しておくこと。
--

<ul style="list-style-type: none"> ・地域のさまざまな組織や団体と日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作るよう努めること。 ・市や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておくこと。
<p>② 必要な支援内容の伝達</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に備え、どのような支援を必要とするかを理解してもらうために、個別支援計画の作成の際にはなるべく詳しく支援の必要な内容を自主防災組織や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に的確に伝えること。
<p>③ 避難経路の確認</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自宅から避難所等までの経路を家族や避難支援等関係者と実際に歩く等、事前に確認すること。
<p>④ 非常持ち出し品等の準備</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に備えておくこと。 ・特に薬や医療器具等、特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておくこと。
<p>⑤ 災害に備えた備蓄</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・水は、1人1日3リットルを目安として、最低7日分をペットボトル等の容器に常時用意しておくこと。 ・缶詰や保存食、菓子等、電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な食料を最低7日分以上は備えておくこと。 ・動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に必要な物資を最低5日分以上は備えておくこと。
<p>⑥ 外出時の備え</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・外出時の災害が発生した場合には、周りの環境や状況が普段の生活環境と大きく変わる可能性が大きく、より周囲の人の支援や協力が必要となることが想定される。このため、周囲の人に速やかに支援してほしい内容や自身の所在を伝えられるよう、必要事項を記載したカードや防犯ブザーなどそれぞれの状態に応じて必要な物を携帯すること。
<p>⑦ 住宅の安全対策</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地震に対しては、建物の耐震性の確保が何よりも重要であるため、住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震改修や補強を行うこと。（門柱やブロック塀等についても同様） ・窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルム等を貼り付けておくこと。 ・家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定すること。また、固定できない場合は、倒れても被害を受けないような配置等を考えること。 ・家具や棚の上に物を置かないことや落下防止等の措置をとっておくこと。

第3章 要支援者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者名簿の作成

- 市は、要配慮者のうち要支援者の要件を満たす対象者を把握するため、市の各部局から収集した情報と民生委員・児童委員及び静岡県をはじめとする関係機関から収集した情報を集約し、災害時に特に避難支援を要する者を掲載した避難行動要支援者名簿（様式1）（以下「名簿」という。）を作成する。

(1) 名簿の目的

- 名簿は、以下の目的に限定し使用する。
 - ① 在宅の要支援者の全体把握
 - ② 災害時の要支援者の安否確認、避難誘導等の避難支援
 - ③ 平常時及び災害時における要支援者への支援体制の整備

(2) 名簿の対象者

- 名簿の対象者とは、生活の基盤が三島市内の自宅にあり、以下に規定する者のうち、支援を必要とする者とする。
 - ① 要介護認定3～5の者
 - ② 身体障害者手帳1～2級の者
 - ③ 精神障害保健福祉手帳1～2級の者
 - ④ 療育手帳A判定の者
 - ⑤ 難病患者（特定疾患医療受給者）
 - ⑥ 一人暮らし高齢者(80歳以上)又は高齢者(80歳以上)のみの世帯
 - ⑦ 自治会・町内会において、支援が必要であると認めた者
- ※ 各対象者の特徴・留意点等は【参考資料1】を参照

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- 要支援者の支援にあたっては、氏名や住所、同居人の有無等の基本情報のほか、身体状況等の自力避難が困難な要因について把握する必要があるため、以下に掲げる情報を本人及び市関係部局等で運用する福祉制度のシステム等から把握するものとする。
- 市で把握できない難病患者に係る情報は県健康福祉センターから収集するものとする。
 - ① 氏名
 - ② 性別
 - ③ 生年月日
 - ④ 住所又は居所
 - ⑤ 電話番号等
 - ⑥ 避難支援等を必要とする事由
 - ⑦ その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

(4) 名簿の作成と種類

- 市は、名簿の作成にあたって、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて、あらかじめ対象者に同意の有無を確認し、以下のとおり作成する。
- 平常時から名簿情報を提供することに同意した要支援者を掲載した名簿（以下「名簿（A）」という。）及び名簿情報の提供に不同意又は意向不明である要支援者を掲載した名簿（以下「名簿（B）」という。）の2種類とする。

名簿の種類	名 簿 (A)	名 簿 (B)
平常時の名簿公開	・地域の避難支援等関係者に提供し、同関係者間で共有・公開	・封筒に封入し、情報が見ることができない状態で提供（非公開） ・自主防災組織（自治会）に対しては、自主防災組織（自治会）の判断により、 要請又は災害時に提供
災害時の名簿公開	・平常時に共有・公開済	・要支援者の生命又は身体を災害から保護するために本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な範囲で名簿情報を公開
活用方法	・災害時の避難支援等 ・個別支援計画の作成 ・平常時の防災訓練や地域の見守り活動等	・災害時の避難支援等

2 名簿の提供と管理

(1) 名簿の提供

- 市福祉担当部局は、避難支援体制を整備するため、以下の避難支援等関係者に対して、名簿を原則年1回提供する。
 - ① 自主防災組織（関係する要支援者の名簿情報のみ：名簿Bは要請又は災害時に提供）
 - ② 民生委員・児童委員（関係する要支援者の名簿情報のみ）
 - ③ 富士山南東消防組合 三島消防署（予定）（要請又は災害時に提供）
 - ④ 消防団（要請又は災害時に提供）
 - ⑤ 警察（要請又は災害時に提供）
 - ⑥ 社会福祉協議会（要請又は災害時に提供）
 - ⑦ その他避難支援協力団体等（要請又は災害時に提供）

(2) 名簿の管理と更新

- 市は、災害時の状況を考慮し、紙媒体と電子データで名簿を管理する。
- 紙媒体は、原則年1回の更新とする。
- 電子データは、原則年1回の住民基本台帳情報等の異動情報の更新と民生委員・児童委員による状況調査や自主防災組織からの報告等に基づく随時登録・更新等を行う。
- 名簿の原本は、市福祉担当部局が保管し、副本は名簿提供を受けた者が保管し、要支援者の避難支援等の目的にのみ利用する。

(3) 名簿情報の適正管理

- 紙媒体の管理については、施錠できる書庫等で管理する。
- 電子データの管理については、パスワード等による厳正な管理を行い、名簿情報の提供は紙媒体のみによることとする。
- 名簿情報の提供を受けた者及び名簿情報を共有する者は、災害対策基本法第49条の13の規定に基づき守秘義務が課せられる。
- 名簿情報の提供を受けた者は、直接避難支援に関わる関係者のみで共有し、名簿は必要以上に複製しないこととする。
- 名簿情報の提供を受けた者は、施錠可能な場所に名簿を保管する等、名簿情報漏えいの防止に必要な措置を講じ、厳重に管理しなければならない。
- 市は、個人情報保護について名簿提供時に説明会その他研修会を開催する等、名簿情報の適正管理を徹底するための措置を講じるよう努めなければならない。

災害対策基本法（抜粋）

（名簿情報の利用及び提供）

第 49 条の 11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる

（秘密保持義務）

第 49 条の 13 第 49 条の 11 第 2 項若しくは第 3 項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

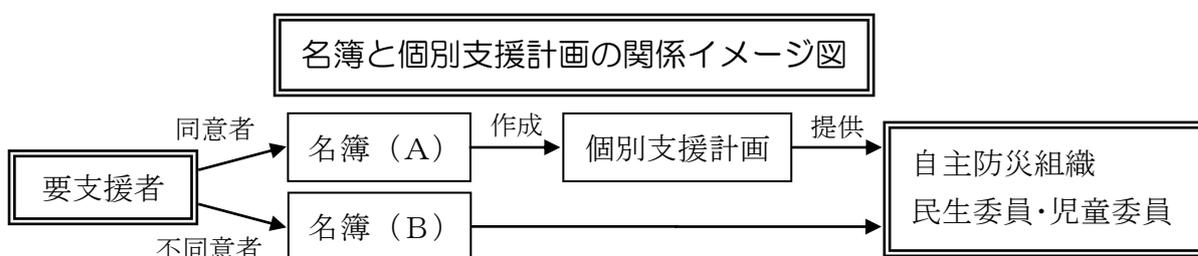
第4章 要支援者の個別支援計画の作成

1 個別支援計画の目的

- 災害時に要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施するため、要支援者一人ひとりについて、誰が安否確認を実施し、どこへ避難させるか等をあらかじめ定めておくため、個別支援計画を作成する。

2 個別支援計画の作成

- 名簿（A）に掲載している要支援者に対して、自主防災組織が民生委員・児童委員と連携して個別支援計画（様式2）を作成する。
- 個別支援計画は、要支援者本人が必要な支援内容を認識するための手段でもあることから、自主防災組織は要支援者本人又はその家族等と直接話し合い、各地域における実情を踏まえ、支援に関する必要事項等を記載して作成するものとする。



※ 名簿B：災害時のみ公開、個別支援計画の作成なし 自主防災組織に対しては、要請又は災害時に提供する。

3 個別支援計画の共有、管理

- 個別支援計画は、市及び避難支援等関係者で共有するために原本及び副本を作成し、下記のとおり保管することとする。

	原 本	副 本
個別支援計画の 保管先	・ 市福祉担当部局	・ 自主防災組織 ・ 民生委員・児童委員 ・ 要支援者（本人）

- 要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別支援計画の内容について、事前に確認するものとする。
- 自主防災組織は、民生委員・児童委員及び避難支援者の協力を得て、少なくとも毎年1回、個別支援計画の内容について、本人に確認する。

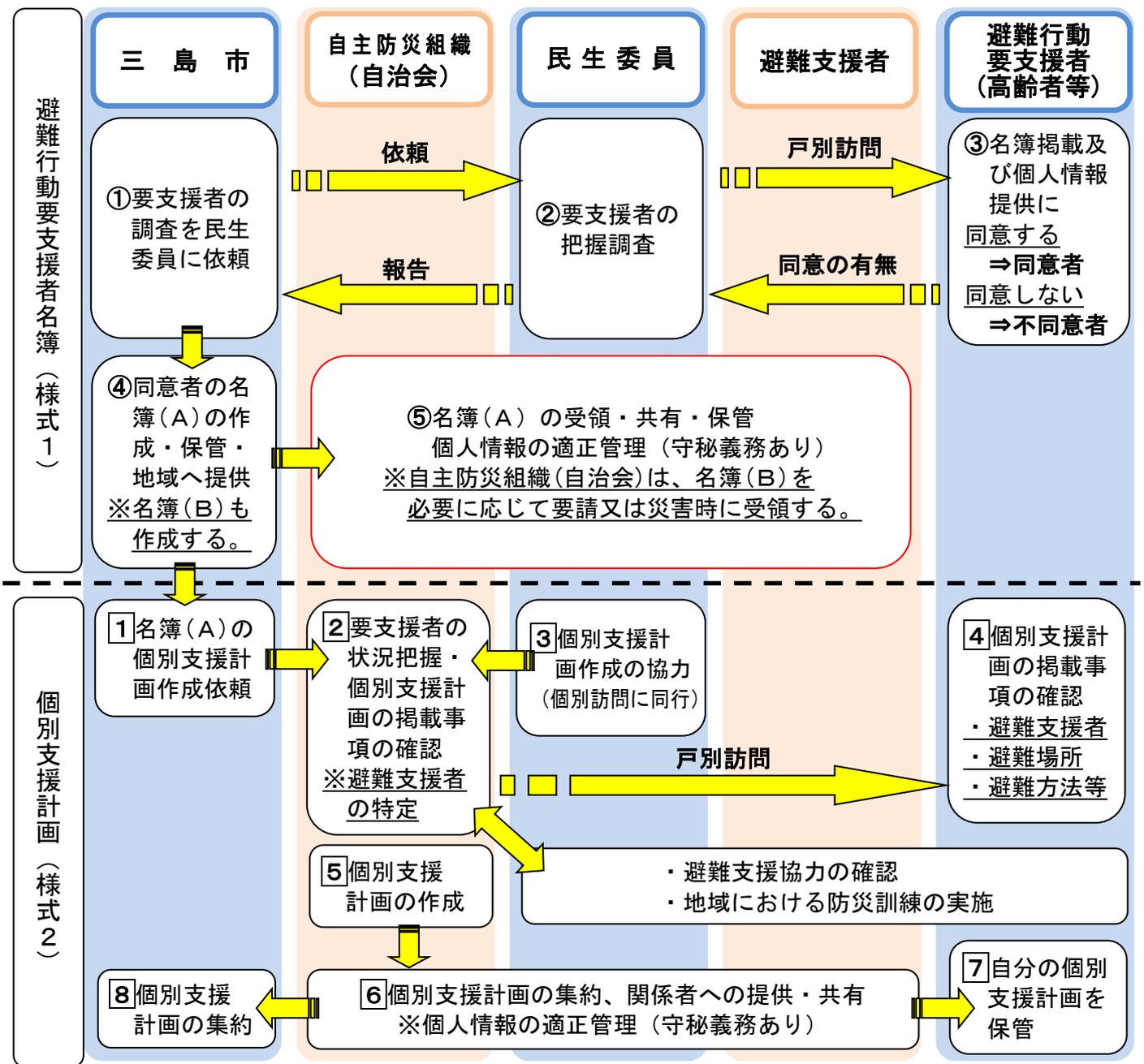
4 個別支援計画の更新

- 民生委員・児童委員による調査や自主防災組織での把握等により内容に変更があった場合、市福祉担当部局は保管する個別支援計画を修正し、名簿と同様、原則年1回更新・提供し、現行の個別支援計画と差替えるものとする。

5 名簿・個別支援計画の作成の流れ

時 期 及 び 内 容	次項図上の 位置付け
3月中旬	① ~ ②
<p>市は、要支援者の状況把握調査を民生委員・児童委員に直接依頼する。 ※ 調査依頼時に新たに要支援者になった者については、事前に市から要支援者名簿への掲載と名簿情報の外部提供について同意の有無を確認する。</p>	
↓↓↓	
3月中旬 ~ 5月末頃	③
<p>民生委員・児童委員は「名簿（A）」に記載されている要支援者を戸別訪問し、「個別支援計画」の作成に対する同意を確認するとともに、避難支援に係る状況把握調査を行う。</p>	
↓↓↓	
6月初旬 ~ 8月末頃	④
<p>市は民生委員・児童委員の調査結果をもとに「名簿（A）」の更新及び「個別支援計画」を作成する。 ※ 同時に「名簿（B）」も市が別に作成する。</p>	
↓↓↓	
9月下旬	⑤
<p>市は、自主防災組織及び民生委員・児童委員に「名簿（A）」及び「個別支援計画」を提供する。 ※ 並行して作成する「名簿（B）」は、自主防災組織の判断により、要請又は災害時に提供する。</p>	
↓↓↓	
9月下旬以降	① ~ ⑤
<p>「名簿（A）」及び「個別支援計画」をもとに自主防災組織が要支援者を戸別訪問し（※）、避難支援者や避難方法等を決定する。 決定した避難支援者や避難支援の必要事項を「個別支援計画」に記載し、自主防災組織及び要支援者用を作成し、要支援者に要支援者用「個別支援計画」を手渡す。また、自主防災組織は、完成した「個別支援計画」の写しを三島市に提供する。 ※ 戸別訪問には、民生委員・児童委員は連携・協力を行う。</p>	
↓↓↓	
市は、提供された「個別支援計画」を保管するとともに、民生委員に情報提供する。	⑥ ~ ⑧

名簿と個別支援計画の流れに関するイメージ図



名簿と個別支援計画の作成・共有表

区分		市福祉担当組織	自主防災組織	民生委員・児童委員	避難支援者	要支援者	消防本部その他避難支援等関係者
名簿	作成	◎	×	○	×	×	×
	共有	○	○	○	必要に応じて	×	必要に応じて
個別支援計画	作成	○	◎	○	○	○	×
	共有	○	○	○	必要に応じて	○	必要に応じて

※ ◎ … 実施主体 ○ … 連携・協力

第5章 災害時の安否確認・避難誘導體制の整備

1 避難支援の実施体制

(1) 市における避難支援体制

- 市は、要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備する。
 - ① 災害時に、要配慮者班を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で要支援者に対する避難支援体制を整える。
 - ② 避難準備情報が発令される等避難が必要な段階においては、要支援者が避難支援を受けられない状況や避難支援者が避難支援を行えない状況等に備え、避難支援要請等に対応する。

(2) 地域における避難支援体制

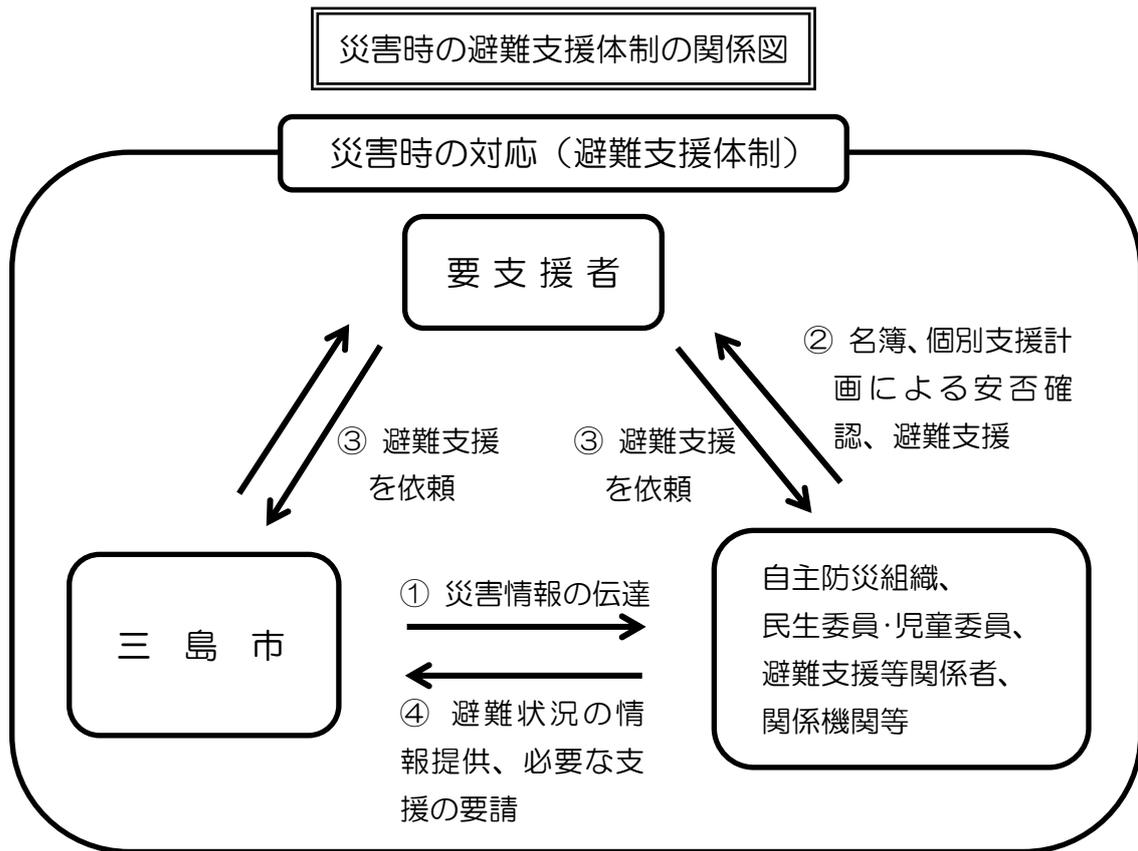
- 自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難支援体制の整備に努めるものとする。
 - ① 避難支援者は、災害時に個別支援計画に基づく避難支援を実施するが、避難支援が実施できないときは、自主防災組織へ協力を要請する。
 - ② 要支援者の居住家屋が倒壊している等、避難支援者が対応できない場合は、避難支援者又は自主防災組織は、市災害対策本部へ連絡し、救出・救助や応援を要請する。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

- 社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報等に基づき、事前に、要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速かつ確実な避難支援を行う。
- 福祉避難所に指定されている施設については、速やかな福祉避難所の開設に協力する。

(4) ボランティア等との連携

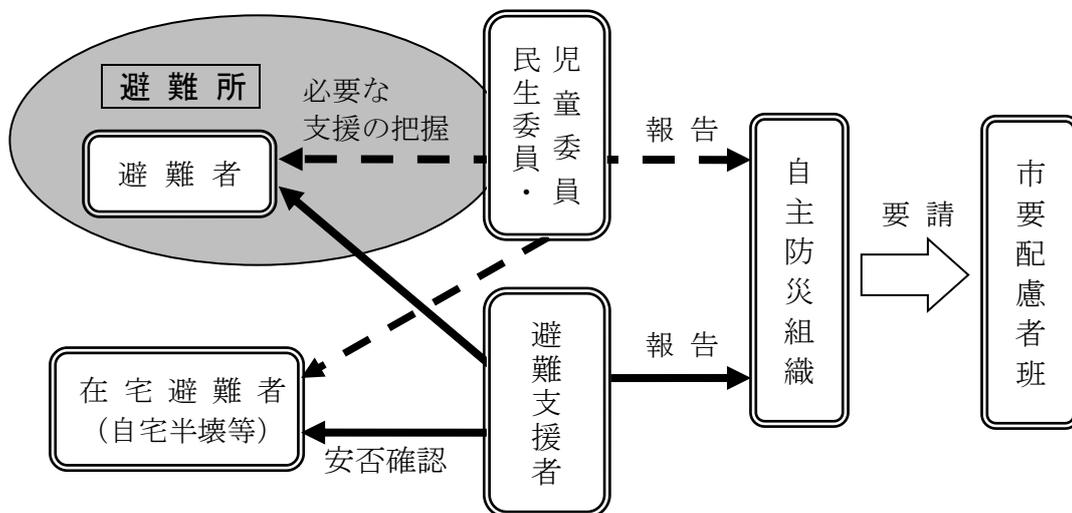
- 市及び自主防災組織は、避難支援におけるボランティア等との連携に努める。



2 安否確認情報の収集体制

名簿掲載者の安否情報の収集

- 避難支援者は、名簿掲載者の安否確認を行い、自主防災組織に報告する。
- 民生委員・児童委員は、避難所において要支援者の安否情報を収集するとともに、要支援者の生活課題等、必要な支援の把握に努めるものとする。
- 要支援者のうち、避難所に収容した者及び自宅半壊等の在宅避難者に係る避難情報は、自主防災組織を通じて避難所（要配慮者支援班）に報告し、必要な支援を要請するものとする。



第6章 情報伝達体制の整備

1 要支援者への情報伝達

- 市は、次に掲げる様々な手段を確保し、要支援者へ避難準備情報等の防災情報を提供するよう努める。
- 発令された避難準備情報等が要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

(1) 情報伝達手段

- ① 同時通報用無線
- ② 防災ラジオ
- ③ ファクシミリ
- ④ 市民メール（みしまるホットメール）
- ⑤ 緊急速報メール（エリアメール）
- ⑥ SNS（フェイスブック、ツイッター等）
- ④ 放送事業者への情報提供
- ⑤ ケーブルテレビ、コミュニティFMへの情報提供
- ⑥ 広報車・消防団等による広報
- ⑦ 災害情報配信サービス（※）（視覚・聴覚障がい者のみ）

【携帯電話メール機能による災害情報配信サービス】

大規模災害時における視覚・聴覚障がい者への円滑な情報提供のため、静岡県が㈱レスキューナウと災害情報の伝達に関する協定を結び、これに基づき、県等から同社へ提供した災害情報が登録者の携帯電話へメール機能により配信されるサービスで、視覚・聴覚障がい者の登録料、使用料は無料である。平成14年6月から聴覚障がい者を対象に実施し、平成15年12月から視覚障がい者にも対象を拡大した。

(2) 避難支援者への情報伝達

- 市は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、避難支援者へ避難準備情報等の防災情報を伝達する。

(3) 社会福祉施設等への情報伝達

- 市は、社会福祉施設等が要支援者の支援体制を速やかに整えられるよう、社会福祉施設等へ防災情報を積極的に提供し、要支援者の支援体制の確保に努める。

2 避難情報の種類

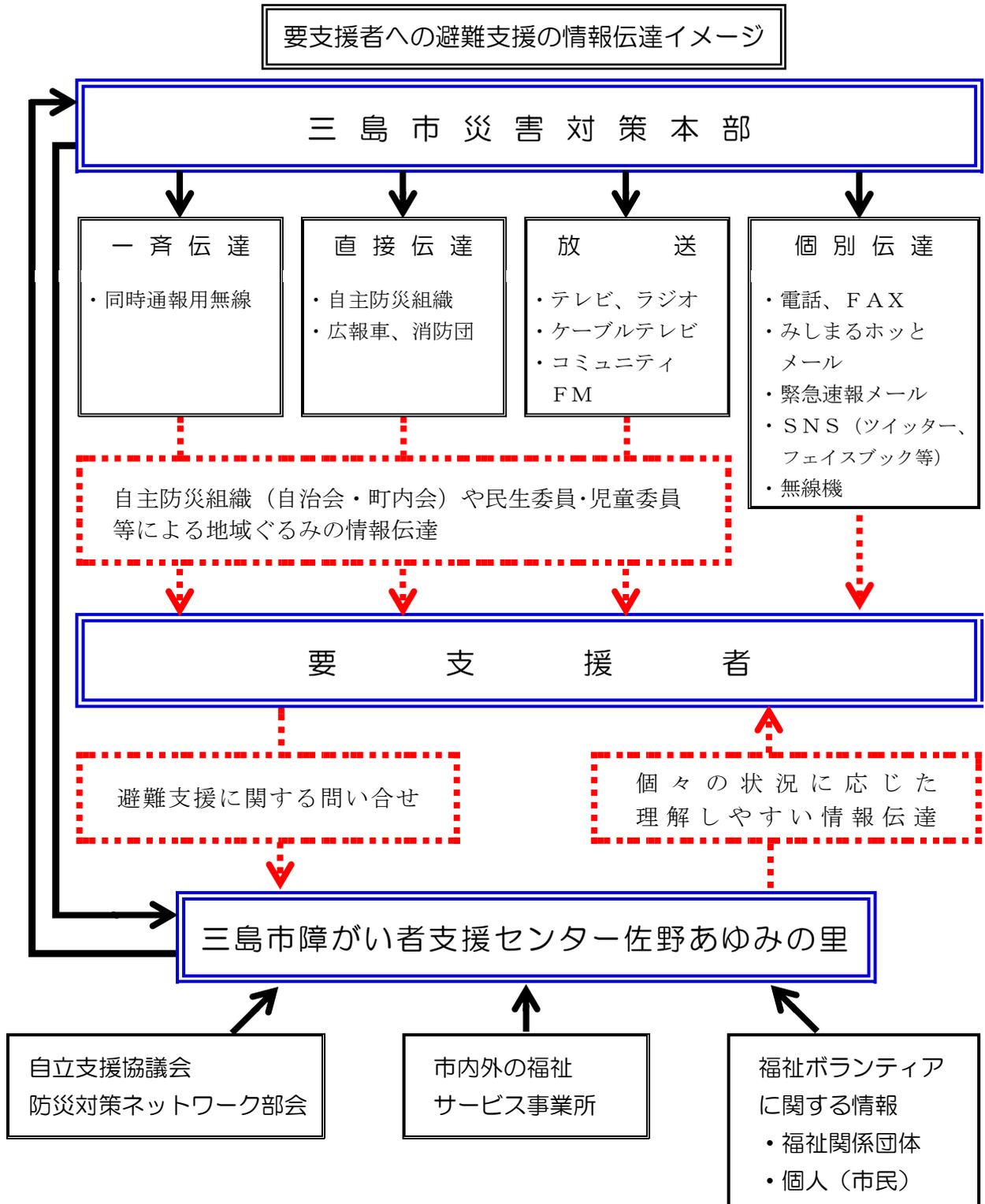
- 市は、大規模な地震災害等の災害時に、迅速かつ安全に要支援者等の避難又は避難誘導を促すために、避難情報を発表・発令し、避難支援等に向け、関係機関はもとより市民に広く周知する。

○ 発令時の状況と市民に求める行動

	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が予想される状況 ・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣のより安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・自宅内の高所等、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始 ・状況に応じて随時要支援者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所への立ち退き避難が必要となる程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された避難所への避難行動を開始 ・要支援者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始

3 要支援者の避難支援方法等の普及

- 市は、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者に対し、要支援者情報の収集・共有や本計画の必要性、管理方法、要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。



第7章 避難所等における支援体制

1 避難所における支援対策

(1) 平常時の避難支援対策

- 大規模災害が発生した場合は、要配慮者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることが想定されるため、市は地域防災計画で指定する避難所について、要配慮者の利用に配慮し、バリアフリー化や身体障がい者用トイレへの改良・新設等、施設の整備改善を行う。
- バリアフリー化されていない施設については、スロープ等の段差解消設備、障がい者用トイレ等を速やかに仮設するものとする。

(2) 要配慮者支援班及び女性班の設置

- 各避難所に要配慮者支援の担当者を明確にするため、要配慮者支援班及び女性班を設置する。
- 要配慮者支援班は、要配慮者の避難状況を把握するとともに、要配慮者の要望を把握するため、要配慮者用相談窓口を設置する。
- 女性班は、女性への配慮事項の状況把握、子ども達等への支援を行うとともに女性・乳幼児用相談窓口を設けるものとする。

(3) 避難生活への配慮

- 避難支援等関係者は、要支援者が避難所において、適切な生活支援を受けることができるよう、名簿又は個別支援計画に係る情報の要配慮者支援班への引き継ぎに努める。
- 避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者、乳幼児等の心身の健康管理及び生活リズムを取り戻す取組みが重要となるため、市は、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活性発病等）の予防、こころのケア等の関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施する。
- 要配慮者の状況に応じて避難所から福祉避難所への搬送、社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行うものとする。
- 要配慮者に応じた食料や生活物資等の救援物資の確保及び配布、要配慮者のための福祉避難スペースの確保、確実な情報伝達等に努めるものとする。
- 被災した要配慮者の中には、他人との共同生活が難しい等の理由から、避難所外の自家用車や自宅敷地内で避難生活を送る人がいることも考えられる。市は、こうした避難生活を送る要配慮者の所在や現状を把握し、必要な情報提供を行いながらニーズの把握を行うとともに、必要な対策や支援を行う。

※ 避難所における要配慮者の留意点は参考資料『要支援者の特徴及び留意事項』を参照

(4) 福祉避難所の開設基準

- 市内に震度5強以上の地震が発生し、市内の避難所に要配慮者の避難してきたとき、必要に応じて順次開設する。警戒宣言が発令されたときには開設の準備のみを行う。

2 福祉避難所

(1) 福祉避難所の確保

- 市は、通常の避難所における避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設自体の安全性が確保され、バリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談員等の確保が比較的容易である市内の社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所を確保する。

(2) 福祉避難所の対象者

- 福祉避難所の対象者は、要配慮者のうち、避難所では生活に支障をきたすため特別の配慮を必要とする者とする。
 - ・ 高齢者
 - ・ 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者
 - ・ 妊産婦
 - ・ 乳幼児
 - ・ その他避難所での生活が困難である者
- 対象者を介助する必要最小限の家族等も対象者ととも避難できるものとする。

(3) 福祉避難所の指定と利用

- 市は、福祉避難所として協力が得られた施設との間で、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定をあらかじめ締結し、受け入れる際の要件、受入可能人数、費用負担等について明らかにしておくことにより、円滑な福祉避難所の開設、受入、運用等を図る。
- 市は、指定した施設に福祉避難所を開設する場合、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り、受入可能状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分配慮するものとする。
- 福祉避難所は、主に緊急避難的な場所の提供を目的とするものであり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を期待するものではないため、特別のサービスを必要とする場合は緊急入所、ショートステイ等を活用する。

(4) 福祉避難所の開設基準

- 市内に震度5強以上の地震が発生し、市内の避難所に要配慮者の避難してきたとき、必要に応じて順次開設する。警戒宣言が発令されたときには開設の準備のみを行う。

(5) 福祉避難所の整備と運営

	施設管理者	市要配慮者班
平常時	① 福祉避難所の開設に必要な資機材の備蓄 ② 設職員への福祉避難所の開設に係る手順の周知	④ 福祉避難所に関する情報を広く市民に周知（特に要配慮者及びその家族、自主防災組織、民生委員・児童委員、支援団体等） ② 福祉避難所における必要な資機材を調達できる体制の確保 ③ 配慮者の支援に必要な専門的人材の確保

		のための関係団体等との連携 ④ 福祉避難所の設置・運営に係る社会福祉施設、医療機関等との連携強化 ⑤ 福祉避難所の設置・運営に係る訓練の実施、マニュアルの共有
災 害 時	① 施設の被害状況や受け入れ可能人数の把握 ② 福祉避難所のレイアウトの決定 ③ 食料・物資の配給等管理	① 施設の安全性の調査や受け入れ可能人数の把握 ② 各避難所で心身の健康状態等を考慮し、緊急性の高い人を優先的に福祉避難所へ移送する等、受け入れの調整 ③ 福祉避難所の開設・管理運営 ④ 福祉避難所の運営に従事する介助スタッフ等の人材確保 ⑤ 福祉避難所に搬送された要配慮者の名簿の作成 ⑥ 食料・物資・仮設トイレ等の市災害対策本部への要請 ⑦ テレビ・ラジオ・新聞等の生活情報等の掲示 ⑧ ランティアの災害ボランティア本部への要請
	共 通	
	① 福祉避難所の開設に必要な物資・資機材の確保 ② トイレ・ごみ等の管理・防疫に係る衛生管理 ③ 安否確認等問い合わせ・マスクミ取材等への対応 ④ ボランティアの受け入れ ⑤ 宿直等による施設管理 ⑥ 要配慮者の生活支援・必要な福祉サービスの提供 ⑦ 要配慮者用相談窓口の設置 ⑧ 福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者の緊急入所・入院の対応 ⑨ 福祉避難所の統廃合・閉鎖	

※ 福祉避難所に係る具体的な取り組みは『三島市福祉避難所設置・運営マニュアル』を参照

要支援者の特徴及び留意事項

この資料は、要支援者（その他要配慮者）の種別ごとに、それぞれの特徴と配慮事項を記載しているが、あくまで一般的な事項を参考として示したものであり、これらが全て個々の要支援者に当てはまるものではないので、注意が必要である。

要支援者の避難支援の際の具体的な留意事項は一人ひとりで異なるので、個別支援計画を作成する際に確認しておくことが重要である。

○ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・体力が衰え行動機能の低下や緊急事態を察知することが遅れる等により、適切な行動の判断ができない場合がある。
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ直接的な情報伝達が必要。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で移動できる範囲に適切な避難場所が確保できない場合は、移動手段の確保を支援する。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。

○要介護（寝たきり等）高齢者

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 ・自力で行動することができない。 ・在宅医療（在宅酸素等）を利用している場合がある。
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・車イスやストレッチャーなどの移動用具を確保することが望ましいが、移動用具が確保できない場合は、おんぶひも等で背負って避難させる又は毛布等で作った応急担架により避難させる。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・援助が必要な人に対しては介護の専門職等を派遣する。

○認知症高齢者

特	徴
<ul style="list-style-type: none">・自分で判断し、行動することが困難な場合がある。・自分の状況を伝えることが困難な場合がある。	
情報伝達の配慮事項	
<ul style="list-style-type: none">・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要。・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。	
避難誘導時の留意点	
<ul style="list-style-type: none">・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。必ず誰か付き添い、手を引く等して移動させる。（一人にはしない）・災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をとっても、叱ったりしない。・激しい興奮状態が続くような時は、家族等身内が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。	
避難所での留意点	
<ul style="list-style-type: none">・認知症高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や行動障害が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、きめ細かなケアを行い、精神的な安定を図る。・徘徊の症状がある場合には、周囲の人にも声をかけてもらうよう頼んでおく。	

○高齢者共通事項

避難所での留意点
<ul style="list-style-type: none">・高齢者には優先的に食事を手配する。・食べ物がのどにつかえたりしやすいので、食事の介助は相手のペースに合わせる。・固いものや冷たいものはなるべく別途調理する。また、脱水症状に陥りやすいので、水分を十分に補給するよう心掛ける。・日頃から服用している薬があれば携帯する。・トイレに近い場所に高齢者の避難スペースを設ける。・おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。衝立て等プライバシーに配慮した、おむつ交換ができる工夫をする。状況に合わせて紙おむつ、ポータブルトイレ等を確保する。・おむつをしている方や寝たきりの方は、身体を拭いて清潔にしておく必要がある。濡れティッシュを使ったり、お湯を工面したりする等、工夫する。また、床ずれを防ぐために体位の交換を行うとともに寝具にも配慮する。・視力、聴力、記憶力等の低下といった身体的条件に十分配慮するとともに、介護予防で身体機能の維持に努める。・高齢者は自らの体調の変化に気づきにくいこともあるため、積極的に体調確認をする必要がある。

○視覚障がいのある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知することが困難。 ・日常の生活圏外では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報伝達及び状況説明が必要。 ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の生活圏であっても災害時には認知地図が使用不能となる場合がある。 ・白杖を持たない方の手で支援者の肘の上を掴んでもらい、歩行速度に気をつけながらゆっくり歩く。このとき白杖や腕を掴んだり、後ろから押したりしない。 ・段のある所では、手前で立ち止まり、段が上がるのか下がるのかを伝える。 ・盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、触ったりしない。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・情報から取り残されることがないように、掲示板だけではなく、放送等の呼びかけにより、本人から視覚に障がいがあることを自主的に申し出てもらおう。 ・視覚に障がいのある人は、情報のバリア（掲示方式では伝わらない）、移動のバリア（単独行動は極めて難しい）、コミュニケーションのバリア（近くにどのような人がいるかわからない）があることを理解する。 ・視覚の障がいの程度（弱視、全盲等）や情報取得方法（点字、音声、拡大文字等）を確認し、その場で可能な方法で支援を行う。 ・最初に避難場所の中を案内し、トイレや水のみ場等の位置を知らせる。 ・視覚に障がいのある人がいることを周囲に認識してもらい、支援への協力を呼びかける。 ・最新の情報を放送や個別に伝える等情報の共有を図る。 ・移動距離が極力短くなるよう、トイレ、壁際、入口近くで通行しやすい場所等に避難スペースを設けるとともに、衛生・安全・プライバシーに配慮する。 ・通行の邪魔にならないよう通路に物を置かない。 ・極力、段差の解消に努める。 ・盲導犬を使用する方は一緒に生活できるように配慮する。 ・盲導犬に触ったり気を引いたりしない。 ・視覚障がい者がSOSを発するときのルール（例えば、白杖を高く掲げる等）を決めておく。 ・ガイドヘルパー等の配置に努める。 ・仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮する。

○聴覚障がいのある人

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報が伝わらない。（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。） ・必ずしも手話ができるわけではない。 ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・正面から口を大きく動かして話す。 ・文字や絵を組み合わせて情報を伝える。 ・盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 ・掲示板、ファクシミリ、電子メールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送用テレビを避難所に設置するよう努める。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・手話、筆談、身振り等で状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・情報から取り残されないよう、掲示板等の呼びかけにより、本人から自主的に申し出てもらう。 ・「音声」による情報だけではなく、掲示板等を用意して文字に書いて、情報を正しく伝える。 ・地域に手話通訳や要約筆記の技能を持った人がいる場合には、協力体制を整えておく。 ・聴導犬を使用する方は一緒に生活できるように配慮する。 ・避難所に必要な物は、ホワイトボード、テレビ、掲示板、コピー、ファックス、プロジェクター、スクリーン、OHP、筆談ボード、等 ・手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。

○盲ろうの人

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚及び音声による情報が伝わらない。 ・自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的に介助が必要になる。 ・生活環境や障害発生時期により、通訳の方法が一人ひとり異なる。
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 ・盲ろう通訳者等を派遣し、触手話、指点字、手のひら書き等の手段による情報伝達及び状況説明が必要

避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・盲ろう通訳・介助員等を派遣し避難所等へ誘導する。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうので、常に通訳者や介助者の支援が必要 ・盲ろうの方は、個人ごとにコミュニケーション方法が大きく異なるため、避難所で生活するために必要な情報を提供する際は、確実に本人に伝わっているか、常に配慮する。

○肢体不自由の人

特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要。
情報伝達の配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要。
避難誘導時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難することが困難で車イスやストレッチャー等の移動用具も確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 (車イスを使用する場合) 段差を越えるときは、押す人の足下にあるステップバーを踏み、車イスの前輪を持ち上げてから段差に乗せ、次に後輪を持ち上げて静かに後輪を段差に乗せる。上がるときは車イスを前向きに、下りるときは車イスを後ろ向きにし、軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにする。 緩やかな坂は車イスを前向きにして下りるが、急な坂は車イスを後ろ向きにし、軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにする。 階段を避難するときは、2人から3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動する。
避難所での留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子にも手動式と電動式のもの、自分で操作できる方と介護がなければ車椅子を動かせない方がいるので、どのような支援が必要か確認してから行動する。 ・車椅子に必要なスペースを確保する。通路：90cm（居室に面した通路の幅員は最小幅180cm）、また、車椅子が回転するためには、直径150cmが必要である。 ・介助犬を使用する方は一緒に生活できるように配慮する。 ・和式トイレが利用できない方等もいるので、トイレに支障がないか確認する。 ・できるだけ出入り口に近い場所を確保する等、移動が少なく済むようにする。

○内部障がいのある人、難病患者

特	徴
<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要 ・医薬品や医療機器を携行する必要があるため、医療機関や医療機器取扱業者等による支援が必要 	
情報伝達の配慮事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 	
避難誘導時の留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用している医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、医薬品を携帯する。 ・自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おぶひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 ・必要に応じて迅速に災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。 	
避難所での留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療行為を受ける必要がある方には申し出てもらい、行政や医療機関と連絡をとり、通院、入院のできる病院等の確認と移送手段の確保する。 ・カーテンや衝立等を利用して器具の消毒等ができるスペースを確保する。 ・体の状態により、水、たんぱく質、塩分等の制限が必要な方もいるため、本人や介護者によく確認する。 ・オストミーを持つ方はパウチ等を洗浄しなければならないため、オストメイトの方はトイレの使用に配慮する。 ・医薬品や衛生材料の確保が必要 ・医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療継続のための移送サービスを実施する。 ・避難所では、ケアのできるスペースの確保が必要 	

○知的障がいのある人

特	徴
<ul style="list-style-type: none"> ・急激な環境の変化に順応しにくい。 ・緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺がみられる場合がある。 	
情報伝達の配慮事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に、わかりやすく情報を伝える。 ・絵、図、文字等を組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。 	
避難誘導時の留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。 ・必ず誰かが付き添い、手を引く等して移動させる（1人にはしない。）。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・災害の不安から大声や奇声をあげたり異常な行動をとっても、叱ったりしない。 ・救出の際に思いもよらない行動をすることや、座り込んでしまうこと等が考えられる。 ・発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・難しい言葉を使わず、ゆっくりと、ていねいに、わかりやすい表現で繰り返し伝えること。できれば静かな場所が適当。 ・紙に短い文字や絵を書いて、簡潔に要点をまとめて情報を伝えること。 ・一度に多くのことを覚えるのが苦手な場合がありますので、大事なことは紙に書いて渡す等配慮する。 ・精神的に不安定な場合は、周囲に危険物がないか等確認し、無理に押さえつけたり、叱りつけたりせず、落ち着くまで待つこと。可能であれば一人になれる場所に連れて行く。 ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 ・興味を切り替えるような物（例えば、飲み物、食べ物、ゲーム等）を勧めてみる。 ・周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保する等の配慮が必要

○発達障がいのある人

特 徴
<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化を理解できずに気持ちの混乱や、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 ・周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保する等の配慮が必要
情報伝達の配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> ・短い言葉で具体的に、ゆっくりとわかりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 ・言葉による説明だけで理解しにくいことも多いので、絵、図、文字等を組み合わせ、視覚的な工夫を併用すると理解を得やすい。 ・現状認識が不十分なまま先の見通しがつかないことで不安が増幅されるため、あいまいな表現は避け、「こうすれば大丈夫」ということを伝える。
避難誘導時の留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・短い言葉で具体的に、ゆっくりとわかりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 ・全体指示とは別に、個別に小声でそばに寄り添って伝える方法が有効である。 ・災害の不安からパニックを生じやすいので、単独行動にならないよう配慮する。誘導する際は、あらかじめ支援者であることを告げ、急に腕を引っ張ったり、後ろから肩をたたいたりして驚かせることのないよう注意する。 ・大声や奇声をあげたり異常な行動をしても叱らず、冷静に制止する。 ・大きなパニックを生じた場合等は、対応に慣れた家族や医師等の指示を受ける。
避難所での留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいのある方への対応にはコツが必要であるので、ご家族等が近くにいる場合は、

必ずかかわり方を確認する。

- ・体調や怪我について、本人自身が気づいていない場合があるので、健康状態について、丁寧な観察をする。
- ・「もうしばらく」等の抽象的な言葉ではなく、「あと3分ほど」等、具体的な表現にする。
- ・こだわりにより、洋式トイレしか使えない方がいるので用意する。
- ・災害発生後の急激な環境の変化（対人関係を含む）を理解できずに、精神的な動揺を生じてパニックを生じた場合は、周囲から離れて気持ちが落ち着ける環境の提供が必要である（刺激の少ない空間が用意できるとよい。例えば、避難所内に間仕切りを設置や、避難所外に個室スペースを用意する等）
- ・現状を認識し先の見通しがつくと気持ちが安定し、スムーズに行動できるので、集団生活のルールや一日の流れを図や表にして貼る等、視覚的工夫が有効である。
- ・場合によっては、早期に福祉避難所等への移動を考慮する。
- ・医療機関との連絡体制の確保が必要

○精神障がいのある人

特 徴	
	<ul style="list-style-type: none">・災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。・服薬を継続することが必要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none">・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、冷静さを保つようにする。
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none">・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、冷静さを保つようにする。・必ず誰かが付き添い、手を引く等して移動させる（一人にはしない。）。 ・災害の不安から大声や奇声をあげたり異常な行動をとっても、叱ったりしない。・強い不安や症状悪化がみられる場合は、主治医若しくは最寄りの医療機関又は保健所へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none">・周囲に障がいを知られたくない場合もあるので、日頃から服用している薬があれば、他人の目を気にせず服薬できる場所を工夫する。・薬があと何日分残っているか、服薬が継続できるか等を確認する。・質問攻めにせず、落ち着くまで話を聞き、見守ること。・睡眠が十分とれるよう配慮する。・話をする場合は、一度に多くの内容を盛り込まず、ひとつのことを簡潔に伝える。・強い不安や症状悪化が見られる場合は、かかりつけ医（かかりつけ医の機能が失われている場合は、精神科医が含まれるところのケアチーム）に連絡し、指示を受ける。・医療機関との連絡体制の確保が必要

- ・精神障がい者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係等に支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、この点に配慮した支援も必要
- ・精神障がい者の状態の早期安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティア等による支援ネットワークを活用しながら、早期に回復させることが必要

○妊産婦

特	徴
<ul style="list-style-type: none"> ・行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。 ・環境の変化による心理的動揺を受けやすい。 	
情報伝達の配慮事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 	
避難誘導時の留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導を支援してくれる人の確保が必要 	
避難所での留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・出産や育児に対する不安に加え、避難生活に対する大きなストレスが加わることを理解し、周囲の方による配慮が必要 ・避難生活で防音や衛生面での思いやりや心配りが必要 ・病気に対する抵抗力が弱く、身体の冷えや風邪・インフルエンザ等にかかると胎児に悪影響を与えることがあるため、体調管理の配慮、居室環境の工夫が必要 ・周囲に気がねなく授乳やおむつ交換ができる場所の確保も必要 	

○乳幼児・子ども

特	徴
<ul style="list-style-type: none"> ・危険を判断し、行動することができない場合がある。 ・時間帯によっては保護者がいない児童がいる。 	
情報伝達の配慮事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 	
避難誘導時の留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者とともに避難する。 	
避難所での留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ、粉ミルクや粉ミルク用の湯等、子ども用の医療品等を調達、ほ乳瓶の衛生、沐浴の手だての確保に留意する。 ・備蓄食料品（粉ミルク、離乳食を含む）に対するアレルギー児を把握し、対応品を用意 	

する。

- ・必要に応じて『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』を配置するとよい。また、医療機関との連携の提示することで、保護者の不安感を取り除くことができる。
- ・早めに母子の健康をチェックしてもらえよう専門家に相談する。
- ・おもちゃを用意したり遊び場を設けたりする等して、乳幼児や子どもたちのストレスを和らげる工夫をする。
- ・避難所生活は不規則になりがちであるため、子どもたちの不安定な気持ちを解消させるには、一日も早く規則正しい生活リズムを取り戻すことが重要。
- ・子どもにもできる手伝いをさせる機会を与えることも大きな心のケアの一つとなること。
- ・乳幼児のためのベビーベッドを用意する。
- ・夜泣き、吃音、不眠等の症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。
- ・被災による精神的な後遺症が強く残るおそれがあり、心のケアが特に必要。

○外国人

特 徴	
	・日本語での情報が十分に理解できないため、地域においての孤立や、避難や避難生活に支障をきたすおそれがある。
情報伝達の配慮事項	
	・わかりやすい日本語や外国語による情報提供、支援者への情報提供が必要。
避難誘導時の留意点	
	・外国語の理解できる支援者の確保が必要。
避難所での留意点	
	・多言語による情報提供や外国語の理解できる支援者の確保が必要。 ・宗教、風俗、慣習等への配慮が必要 ・日本語が十分に理解できない外国人の避難者に対して、避難者やボランティアの中に通訳のできる人がいない場合は、災害ボランティア本部に通訳の派遣を要請する。

※ 要配慮者であるかの判断は、基準を設けて一律に区分できるものでなく個別に判断する必要がある。

※ 傷病者も上記と同様な状態にあつて、支援が必要な場合がある。

【 避難行動支援 Q & A 】

Q 1 避難行動要支援者名簿とは何か？

避難行動要支援者名簿とは、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、市町村に作成が義務付けられたもので、高齢であったり障がい等のために災害時に自力での避難が難しく、避難に特に支援を必要とする方で、家族等による必要な支援を受けることができない方々(施設等に長期に入所している方は対象になりません。)を掲載するものです。

この名簿を各地域の自主防災組織(自治会)や民生委員、消防署や警察等の避難支援等関係者に情報提供することで、いざという時に円滑かつ迅速な避難支援や安否確認を行っていくことを目的としています。

Q 2 避難行動要支援者の個人情報の守秘義務はどうなるのか？

避難行動要支援者名簿は、避難支援に係る自身の個人情報を、自主防災組織(自治会)や民生委員等の避難支援等関係者に提供することに同意した人の名簿(A)と、個人情報の外部提供に不同意である人の名簿(B)の2種類を作成します。

名簿(A)については、平常時から自主防災組織(自治会)や民生委員等で情報を共有するものとなりますが、その範囲は避難支援に直接携わる方々のみで共有するもので、避難支援の応援を目的とした場合でも、緊急時を除き、知り得た情報を他者に提供することはできません。

名簿(B)については、平常時は公開不可であり、災害時のみ個人情報保護の適用外となりますので、平常時は施錠可能な場所で保管し、災害時に名簿情報を確認することになります。

Q 3 個別支援計画とは何か？

個別支援計画とは、名簿(A)に掲載された方について、地域の自主防災組織(自治会)が中心となって、具体的な避難支援方法について本人又はその家族と話し合い、あらかじめ個人ごとの避難支援計画書として作成するものです。

また、作成にあたっては、避難行動要支援者を戸別訪問していただくこととなりますが、民生委員が自主防災組織(自治会)と本人又はその家族の橋渡しを行うことで、円滑に個別支援計画を作成できると考えておりますので、戸別訪問におきましても自主防災組織(自治会)と民生委員の連携・協力が重要であると考えます。

なお、この個別支援計画は作成後、本人、避難支援等関係者、市において共有するものになります。

Q 4 個別支援計画にある避難支援者は、個人を特定する必要があるか？

避難支援者は、個人だけでなく組や班等の地域単位での支援体制とすることも構いませんので、可能な範囲で避難支援者を特定していただきたいと考えます。

Q 5 避難行動要支援者名簿はいつ提供されるのか？

避難行動要支援者名簿は、9月下旬以降に避難支援等関係者に配付する予定です。またその際に、新たに避難行動要支援者になり、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した方へは、災害時に支援を求めするために鳴らす緊急用の笛を自主防災組織(自治会)を通じて配付します。

Q 6 避難行動要支援者名簿に掲載されたら、災害時に必ず助けてもらえるのか？

避難行動要支援者名簿は、避難支援等関係者に提供されることで、災害発生時に避難支援や安否確認を受けられる可能性が高まります。しかし、その活動を担う自主防災組織(自治会)や地域の協力者の方々自身も被災者となり、自身と家族の安全確保が前提での活動のため、災害時の避難支援等が必ずされることが保証されるものではありません。

また、避難支援等を行うことに法的な責任や義務は負いません。

Q 7 避難支援とは、どのようなことを行うのか？

基本的には、災害時における情報伝達や声かけ(所在確認や安否確認)、避難場所までの避難誘導です。

災害が発生した場合、避難行動要支援者の自宅を訪問し、災害情報を伝えるとともに所在確認・安否確認を行います。その後、地域の皆さんで助け合いながら避難誘導をしていただくこととなります。

Q 8 自治会未加入者への対応はどうすればよいか

民生委員は、自治会の加入・未加入にかかわらず、日常支援を必要としている方々への個別支援活動等を実施しているため、地域を担当している民生委員を通じて、自治会等に協力をお願いしていくかたちとなります。

また、こうした災害に向けた取り組みを通じて、自治会活動やご近所の大切さを伝えていくことで、自治会への加入につなげていきたいと考えます。

Q 9 避難支援や安否確認は、どの程度の災害から実施すればよいか？

各自主防災組織(自治会)の判断にゆだねます。

ただし、三島市の同報無線やテレビ・ラジオ等から、風水害時の災害情報として「避難準備情報(要支援者避難情報)」や東海地震に関する「東海地震予知情報(警戒宣言)」等が発表された時は、避難支援・安否確認を開始していただきたいと考えます。また、そうした大規模災害に備え、平常時から安否確認を行うことでいざという時の迅速な行動につながると思えます。

なお、災害時のみ公開可能となる名簿(B)についても、上記と同じタイミングで確認していただきたいと考えます。

Q10 避難支援等を実施するにあたって、避難行動要支援者や避難支援等関係者が負傷等した場合に対する補償制度はあるか。

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者（公務災害補償等の対象者を除く。）が、災害時に避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに避難支援等に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態になった場合は、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び第 84 条第 1 項に基づく三島市消防団員等公務災害補償条例により損害補償の対象となります。

一方で、避難行動要支援者は、損害補償の対象とはなりません。

Q11 避難支援等の体制づくりにあたって自主防災組織（自治会）等への財政的な支援はあるか？

大規模地震その他の災害に備え、地域における自主防災組織等の活動を支援するため、防災資機材等を購入する自主防災組織、連合組織及び福祉避難所の所有者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する制度（三島市自主防災組織等の防災資機材等購入費補助制度）があります。避難支援活動以外の活動も補助の対象となります。

三島市避難行動要支援者名簿

番号	氏名	フリガナ	性別	生年月日	年齢	住所又は居所	電話番号等	組・班等	避難支援等を必要とする事由					個別 支援 計画	安 否 確 認	備 考
									要 介 護	障 が い	難 病	高 齢	そ の 他			
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

※ 「個別計画」「安否確認」欄には、下記に該当する場合に“○”を記入

- ・個別計画 : 個別計画が作成済み
- ・安否確認 : 災害時において安否を確認済み

《様式2》

個別支援計画

この個別支援計画は、避難行動要支援者が避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、災害時における安否確認や避難行動の支援等を受けるために作成するものですが、避難支援を実施する者自身やその家族等の安全が前提のため、同意によって、災害時の避難支援等が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援を実施する者は法的な責任や義務を負うものではありません。

三島市長 様

私は、上記の内容を理解し、また、三島市避難行動要支援者計画の趣旨に賛同し、下記の情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、三島市が自主防災組織(自治会・町内会)、民生委員・児童委員、消防本部(消防団)、警察、社会福祉協議会及び避難支援者に提供することに同意します。

平成 年 月 日 氏名 _____

【※代理の方が記載する場合】 代筆者氏名 _____ (本人との関係)

作成者	自主防災組織 (自治会・町内会)		組・班 等	民生委員								
	フリガナ 氏名		性別	作成年月日		平成 年 月 日						
三島市・民生委員 避難行動要支援者	住所(居所)		自宅電話									
			携帯電話									
	生年月日	M T S H	年 月 日 (歳)	F A X		メールアドレス						
	避難行動要支援者 対象区分	介護認定者 (<input type="checkbox"/> 要介護3・ <input type="checkbox"/> 要介護4・ <input type="checkbox"/> 要介護5) 身体障害者手帳所持者 (<input type="checkbox"/> 1級・ <input type="checkbox"/> 2級 >) <input type="checkbox"/> 療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 (<input type="checkbox"/> 1級・ <input type="checkbox"/> 2級) <input type="checkbox"/> 難病患者 高齢者 (<input type="checkbox"/> 一人暮らし(80歳以上)・ <input type="checkbox"/> 高齢者(80歳以上)のみ世帯) <input type="checkbox"/> その他 ()										
	病名		かかりつけ 医療機関			電話番号						
	デイサービス 等利用状況	利用施設等		利用 状況	曜日	月	火	水	木	金	土	日
					午前	○	○			○	○	
					午後		○		○	○		
	本人状況・ 家族構成等											
	災害時に配慮 しなければならない事項		あてまはるものすべてに <input checked="" type="checkbox"/> してください。 <input type="checkbox"/> 立つことや歩行がむずかしい <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 状況(危険)の判断がむずかしい <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない 避難する時に誰かに介助して欲しい(<input type="checkbox"/> 支えが必要・ <input type="checkbox"/> 杖・ <input type="checkbox"/> 歩行器・ <input type="checkbox"/> 車イス)									
緊急時の家族等の連絡先												
1	氏名					電話番号						
	住所					本人との関係						
2	氏名					電話番号						
	住所					本人との関係						
自治会(自主防災組織)	避難支援者	1	氏名(団体名)					電話番号				
		住所					本人との関係					
	2	氏名(団体名)					電話番号					
		住所					本人との関係					
一時避難地						避難所						
特記事項												
三島市連絡先(平常時)		社会福祉部福祉総務課		電話	055-983-2610		FAX	055-976-5555				
三島市連絡先(災害時)		三島市災害対策本部		電話	055-975-3111		※市役所の代表番号(災害時のみ)					

附 則

平成27年3月20日 策定

平成28年2月 9日 改訂